

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年10月11日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社ビー・ホールディングス
【報告者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル18階 中村・角田・松本法律事務所
【電話番号】	03 - 3510 - 2771
【事務連絡者氏名】	弁護士 仁科 秀隆 / 山田 和彦
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ビー・ホールディングス (東京都千代田区丸の内一丁目11番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社ビー・ホールディングスをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社アイ・エム・ジェイをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 1【公開買付けの内容】

### (1)【対象者名】

株式会社アイ・エム・ジェイ

### (2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

- イ 対象者の平成15年12月25日開催の定時株主総会及び平成16年3月18日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）
- ロ 対象者の平成16年12月22日開催の定時株主総会並びに平成17年1月20日及び同月31日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）（注1）
- ハ 対象者の平成17年12月21日開催の定時株主総会及び平成18年2月22日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）
- ニ 対象者の平成19年12月21日開催の定時株主総会及び平成20年2月27日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）（注2）
- ホ 対象者の平成21年6月22日開催の定時株主総会及び同月24日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）
- ヘ 対象者の平成22年6月24日開催の定時株主総会及び同月30日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第9回新株予約権」といいます。）
- ト 対象者の平成23年6月29日及び同年7月29日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第12回新株予約権」といい、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権、第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第9回新株予約権と併せて「本新株予約権」と総称します。）

(注1) 対象者が平成24年6月22日に提出した第17期有価証券報告書においては、平成24年5月31日現在において、第3回新株予約権が3,135個（その目的となる普通株式の数：3,135株）存在する旨が記載されておりますが、公開買付者が平成24年8月15日に提出した公開買付届出書の提出日の前日時点における対象者の商業登記情報によれば、同新株予約権の数及びその目的となる普通株式の数について、平成24年6月30日付で、それぞれ3,129個及び3,129株に変更されております。したがって、本書提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における買付け等の対象に含まれていた第3回新株予約権は、当該平成24年6月30日時点において存在している3,129個に限られ、本新株予約権に含まれる第3回新株予約権も同様とします。また、本書においては、対象者が平成24年6月22日に提出した第17期有価証券報告書の記載にかかわらず、第3回新株予約権の数及びその目的となる普通株式の数について、それぞれ3,129個及び3,129株として取り扱います。

(注2) 対象者が平成24年6月22日に提出した第17期有価証券報告書においては、平成24年5月31日現在において、第6回新株予約権が1,175個（その目的となる普通株式の数：1,175株）存在する旨が記載されておりますが、公開買付者が平成24年8月15日に提出した公開買付届出書の提出日の前日時点における対象者の商業登記情報によれば、同新株予約権の数及びその目的となる普通株式の数について、平成24年6月30日付で、それぞれ1,165個及び1,165株に変更されております。したがって、本公開買付けにおける買付け等の対象に含まれていた第6回新株予約権は、当該平成24年6月30日時点において存在している1,165個に限られ、本新株予約権に含まれる第6回新株予約権も同様とします。また、本書においては、対象者が平成24年6月22日に提出した第17期有価証券報告書の記載にかかわらず、第6回新株予約権の数及びその目的となる普通株式の数について、それぞれ1,165個及び1,165株として取り扱います。

(注3) 対象者が平成24年6月22日に提出した第17期有価証券報告書においては、平成24年5月31日現在において、対象者の平成21年6月22日開催の定時株主総会及び同年11月25日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権が50個存在する旨が記載されておりますが、同新株予約権については平成24年8月1日に失効したとの報告を対象者より受けており、本公開買付けにおける買付け等の対象には含まれず、また、本新株予約権にも含まれていません。

### (3)【公開買付け期間】

平成24年8月15日（水曜日）から平成24年10月10日（水曜日）まで（39営業日）

## 2【買付け等の結果】

### (1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（86,698株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（115,558株）が買付予定数の下限以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成24年10月11日に株式会社東京証券取引所において報道機関に公表いたしました。

### (3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	111,661 (株)	111,661 (株)
新株予約権証券	3,897	3,897
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券( )		
株券等預託証券( )		
合計	115,558	115,558
(潜在株券等の数の合計)		(3,897)

(4)【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	115,558
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	3,897
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	57,450
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年3月31日現在)(個)(g)	177,307
買付け等後における株券等所有割合 $((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)$ (%)	90.78

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(d)」及び「dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年3月31日現在)(個)(g)」は、対象者が平成24年8月14日に提出した第18期第1四半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。

ただし、本公開買付けにおいては、本新株予約権についても対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の発行済株式総数(183,140株)から同四半期報告書に記載された対象者が同日現在所有する自己株式数(5,833株)を控除した株式数(177,307株)に、対象者が平成24年6月22日に提出した第17期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権(10,826個)の目的となる普通株式総数(13,270株)を加えた株式数(190,577株)に係る議決権の数(190,577個)を分母として計算しています。なお、公開買付者は、対象者より、対象者が平成24年6月22日に提出した第17期有価証券報告書に記載された平成24年5月31日現在の本新株予約権(10,826個)の目的となる普通株式総数(13,270株)について、平成24年6月30日時点において、その普通株式総数に変更はない旨の報告を受けております。なお、本公開買付けにおける買付け等の対象に含まれていた第3回新株予約権及び第6回新株予約権は、それぞれ平成24年6月30日時点において存在している3,129個及び1,165個に限られ、本新株予約権(10,826個)に含まれる第3回新株予約権及び第6回新株予約権も同様としています。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5)【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。